



平成 25 年 2 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社トウペ
 代表者名 代表取締役社長 塩飽 博以
 (コード：4614、東証・大証第1部)
 問合せ先責任者 取締役管理本部長 森下 邦彦
 (TEL. 072-243-6411)

日本ゼオン株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、日本ゼオン株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けは、公開買付者が、当社普通株式を取得し、当社を公開買付者の完全子会社にすることを目的として行われるものであり、当社の上記取締役会決議は、公開買付者による本公開買付け及びその後の一連の手続により当社普通株式が上場廃止となる可能性があることを前提として行われたものです。

1. 公開買付者の概要

(平成 24 年 9 月 30 日現在)

(1) 名 称	日本ゼオン株式会社																												
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 2 号																												
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 古河 直純																												
(4) 事 業 内 容	合成ゴム等の化学工業製品の製造、加工及び売買 他																												
(5) 資 本 金	24,211 百万円																												
(6) 設 立 年 月 日	昭和 25 年 4 月 12 日																												
(7) 大株主及び持株比率	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>横浜ゴム株式会社</td> <td>8.04%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）</td> <td>6.25%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）</td> <td>4.50%</td> </tr> <tr> <td>朝日生命保険相互会社</td> <td>4.41%</td> </tr> <tr> <td>（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>3.62%</td> </tr> <tr> <td>（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全国共済農業協同組合連合会</td> <td>3.07%</td> </tr> <tr> <td>（常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旭化成ケミカルズ株式会社</td> <td>2.65%</td> </tr> <tr> <td>古河電気工業株式会社</td> <td>2.31%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）</td> <td>2.30%</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほ銀行</td> <td>2.06%</td> </tr> <tr> <td>（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	横浜ゴム株式会社	8.04%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6.25%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.50%	朝日生命保険相互会社	4.41%	（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）		株式会社みずほコーポレート銀行	3.62%	（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）		全国共済農業協同組合連合会	3.07%	（常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）		旭化成ケミカルズ株式会社	2.65%	古河電気工業株式会社	2.31%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	2.30%	株式会社みずほ銀行	2.06%	（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	
横浜ゴム株式会社	8.04%																												
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6.25%																												
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.50%																												
朝日生命保険相互会社	4.41%																												
（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）																													
株式会社みずほコーポレート銀行	3.62%																												
（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）																													
全国共済農業協同組合連合会	3.07%																												
（常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）																													
旭化成ケミカルズ株式会社	2.65%																												
古河電気工業株式会社	2.31%																												
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	2.30%																												
株式会社みずほ銀行	2.06%																												
（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）																													
(8) 上場会社と公開買付者の関係																													
資 本 関 係	当社は、公開買付者の普通株式 70,000 株（平成 24 年 9 月 30 日現在の公開買付者の発行済株式総数である 242,075,556 株から、同日現在において公開買付者が所有する自己株式数 10,910,000 株を控除した数である																												

	231, 165, 556 株に対する所有株式数の割合：約 0.03%) を保有しております。
人 的 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社は、公開買付者から路面標示塗料の原材料の一部を購入しております。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の当社取締役会において、後記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、後記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

①本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している当社の発行済普通株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として本公開買付けを実施のうえ、本公開買付けにおいて、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施するにあたっての基準となる株式数（以下「完全子会社化判定基準株式数」といい、下記（注）において定義します。）以上の応募があることを条件に、当社を公開買付者の完全子会社とする取引（以下「本取引」といいます。）を実施することを決議したとのことです。

本公開買付けに際して、公開買付者は当社の親会社である古河機械金属株式会社（以下「古河機械金属」といいます。）（所有株式数（みずほ信託銀行株式会社退職給付信託古河機械金属口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社名義による所有を含みます。）：16,479,764 株、当社が平成 24 年 11 月 14 日に提出した第 145 期第 2 四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 31,000,000 株から本四半期報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の当社が保有する自己株式数（160,315 株）を控除した株式数（30,839,685 株）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。）：53.44%）との間で、平成 25 年 2 月 6 日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、古河機械金属が所有する当社普通株式の全て（みずほ信託銀行株式会社退職給付信託古河機械金属口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社名義による所有を含みます。16,479,764 株、所有割合 53.44%）について本公開買付けに応募する旨を合意したとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設定しておらず、買付予定数の上限も設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

（注）「完全子会社化判定基準株式数」とは、本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の当社の発行済株式総数（31,000,000株）の66.70%に相当する数である20,677,000株をいうとのことです。

公開買付者は、当社の株主の皆様のご意思を尊重することを目的として、上記完全子会社化判定基準株式数を設定しているとのことです。具体的には、公開買付者は、本公開買付けにおいて当社の発行済普通株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合であって、かつ完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされた場合には、本完全子会社化手続により、当社を公開買付者の完全子会社とすることを予定しているとのことです。このように、公開買付者は、当社の株主の皆様のご意思を尊重した完全子会社化判定基準株式数の設定を行うことで、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされない場合には、本公開買付けは実施するものの、本完全子会社化手続は実施しないこととしており、その場合、当社普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場を維持することとなる予定です。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが当社の中長期的な企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けに係る諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により当社普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役6名）全員の一致で決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、取締役南平忠敏氏は、当社の支配株主であり公開買付者との間で本応募契約を締結した古河機械金属の顧問を兼務しており、また、取締役森下邦彦氏は、古河機械金属の従業員（非常勤）を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加しておりません。

また、本公開買付けに係る議案の審議及び決議がなされた上記の当社の取締役会においては、監査役加藤直樹氏を除く監査役の全員一致で、当社の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べられております。加藤直樹氏は、古河機械金属の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の当社の取締役会に出席しておりません。

②本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、公開買付者より、本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、昭和25年4月に合成樹脂の製造販売を目的として設立され、創業以来一貫して独自の技術を駆使し、化学工業の発展に尽力してきたとのことです。現在は、公開買付者グループとして、公開買付者、子会社48社及び関連会社7社にて、合成ゴム特殊品を中心としたエラストマー素材事業及び光学樹脂・光学フィルム等を中心とした高機能材料事業を中心に、付加価値の高い製品の開発・製造・販売と、グローバルな事業拡大に取り組んでおります。今後も、「スピード」を持ち、「対話」を大切に、公開買付者固有の技術と製品で、「社会貢献」をしていくとのことです。昨今のグローバル、ボーダレスな競争が激化する事業環境及び世界的な技術革新が行われる中、多くの需要家の皆様のご期待に応え、これらの製品を安定した品質で継続的に届けられるよう、絶え間ない改革・改善に取り組んでいくとのことです。

現在、公開買付者は、中期経営計画「SZ-20（エスゼット20）」に基づき、『「2020年のありたい姿」—化学の力で未来を今日にするZEON—』の実現のため、全社事業戦略として「エラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大する」こと、及び「2020年のありたい姿を実現する企業風土を『見える化』をベースに育成する」ことの2点を基本方針として様々な諸課題に取り組んでいるとのことです。そのうち具体的には、エラストマー素材事業においては、公開買付者が最も得意とする特殊ゴム事業の拡大により、多くの需要家の皆様における様々な技術革新に対応し、多くの需要家の皆様のご期待に応える施策を取り続けているとのことです。特殊ゴムの用途は自動車用途を始め、世の中に必要不可欠な素材と位置付けられているところから、公開買付者としては、常に需要家の皆様に高性能、高品質な素材製品を安定的に届けることこそ、公開買付者に課せられた使命と考えているとのことです。

一方、当社は、大正8年10月に設立されて以来90年余り、総合塗料メーカーとして、常に新しい商品を市場に投入し、社会に貢献してまいりました。現在では、建築外装用塗料・工業用塗料・皮革用塗

料・鋼構造物用塗料・路面標示用塗料等の各種塗料の製造販売を行う塗料事業、並びに自動車関連用アクリルゴム及び繊維加工用のアクリルエマルジョン等の製造販売を行う化成品事業の2つの事業を中心として事業を行っております。

現在、当社は、塗料メーカーとして長年蓄積してきた技術力をフルに活かし、塗料ニーズの高機能化、商品価値向上の要求、環境配慮型塗料開発等の要求に積極的に対応しているほか、グローバルな視点から新しいテクノロジーの開発に努力しております。また、次世代の産業構造に対応すべく、塗料部門のみならず、アクリルゴムを主力商品とする化成品部門の充実により、自動車産業等へのさらなる展開も図り、塗料と化成品を事業の両輪として付加価値を高めたビジネス展開を図っております。

このような中、公開買付者と古河機械金属は、同一銀行グループに属するメンバーとして永年来の交流があり、また、エラストマー素材事業を強化したい公開買付者と、当社と公開買付者とのシナジー関係の構築が当社の企業価値向上に資するとの古河機械金属との認識が一致し、公開買付者は、平成24年7月頃より古河機械金属との間で、本公開買付けに応じて、古河機械金属がその所有する当社普通株式を公開買付者に対して譲渡することに係る協議を重ねてきたとのことです。そのうえで、公開買付者は、平成24年10月頃に、当社に対して本公開買付けの提案を行い、その後、当社との間で、公開買付者及び当社の更なる成長及び企業価値向上を目的とした諸施策について協議、検討を重ねてきました。

その結果、公開買付者は、公開買付者におけるエラストマー素材事業と当社における化成品事業については、同一製品の製造販売を行っていることから、公開買付者及び当社が、アクリルエマルジョン等の製造販売者として、原材料の調達、製造、需要家の皆様への製商品提供等及びロジスティック分野等において、両社が保有する経営資源を相互に有効的に活用することが可能であり、両社が独自に製造している製品を効率的に供給することで、今後旺盛なアクリルゴムの需要に応えることができるものと判断し、公開買付者が当社を完全子会社化し、公開買付者のエラストマー素材事業と当社の化成品事業を一体として事業展開することは、公開買付者及び当社の企業価値向上に資するものと考えに至ったとのことです。また、こうした製品供給の効率化を行う一方、公開買付者及び当社がそれぞれ国内に1か所ずつ有している生産拠点（公開買付者は神奈川県川崎市、当社は岡山県倉敷市）を併存させることにより、今後旺盛な需要が見込まれる特殊ゴムにおいて、需要家の皆様におかれての生産数量増産要請に応え、かつ、自動車重要保安部品として多く採用される特殊ゴムの安定供給、所謂BCP（事業継続計画）の要請にも応えうるものと考えているとのことです。

公開買付者の主力事業であり、自動車等の高性能化に伴い、重要保安部品としてますます重要性の高まっている特殊ゴム（中でもアクリルゴム）を中心としたエラストマー素材事業の更なる強化は、付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んできた公開買付者において長い間一貫した考え方であり、今後も継続されるべき基本的な考え方となっているとのことです。また、公開買付者のエラストマー素材事業を当社の化成品事業と一体となって事業展開するに際しては、公開買付者及び当社との密接な連携が必要となり、当社を公開買付者の完全子会社とし、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な視点に立ち、当社が上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、公開買付者グループの一員として、公開買付者と一体になって事業展開を行っていくことが、最も有効かつ適切であると考えているとのことです。以上のことから、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とし、双方の経営資源を有効活用することで、公開買付者及び当社の経営効率化策の推進を図ることが、最終的には本公開買付け実施後の公開買付者グループの更なる企業価値向上に資すると考え、本日開催された公開買付者の取締役会にて、本公開買付けを実施し、完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされることを条件に本完全子会社化手続を実行のうえ、当社を公開買付者の完全子会社とすることを決議したとのことです。

当社は、平成24年10月頃に公開買付者から本公開買付けの提案を受けた後、公開買付者による当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けについて慎重に協議、検討を行いました。その結果、当社としましては、当社が公開買付者の完全子会社又は子会社となることにより、①塗料事業においては、原材料購入面でのメリット、公開買付者グループでの販売拡大等の実現のほか、当社及び公開買付者が、それぞれ長年培ってきた技術、特に樹脂関係の技術を融合させることにより、塗料に関わる独自の樹脂の開発が可能となることから、新たな分野への展開が期待されること、②化成品事業においては、公開買付者のエラストマー素材事業と同一製品の製造販売を当社が行っていることから、両社の経営資源の有効活用や特徴ある製品を効率的に供給することで、今後旺盛なアクリルゴムの需要に応えることがで

きるものと期待されることを踏まえ、公開買付者による当社の完全子会社化又は子会社化は、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと判断するに至りました。また、当社は、後記「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書、同「③当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、同「④支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」に記載の意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに係る諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが当社の中長期的な企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付け及び本公開買付けに係る諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により当社普通株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。以上から、同「⑤当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載のとおり、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役6名）全員の一致で決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、取締役南平忠敏氏は、当社の支配株主であり公開買付者との間で本応募契約を締結した古河機械金属の顧問を兼務しており、また、取締役森下邦彦氏は、古河機械金属の従業員（非常勤）を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加しておりません。

また、本公開買付けに係る議案の審議及び決議がなされた上記の当社の取締役会においては、監査役加藤直樹氏を除く監査役の全員一致で、当社の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見が述べられております。加藤直樹氏は、古河機械金属の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の当社の取締役会に出席しておりません。

(3) 本公開買付け実施後の経営方針

公開買付者は、現状では、本公開買付けの実施後も当社の経営方針に大きな変更を予定していないとのことですが、本公開買付けは、完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされることを条件に本完全子会社化手続を実行のうえ、当社の完全子会社化を想定していることから、管理コストの削減等の経営改善策を実施し、公開買付者グループの経営管理機能を活用した統合等による合理化を実施していくとのことです。また、両社の製品販売における相互の営業基盤の活用など、両社事業間の一体運営によりシナジーを高め、公開買付者及び当社の企業価値向上を図っていくとのことです。

一方、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされない場合には、本公開買付けは実施されるものの、本完全子会社化手続は実施されず、当社普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場を維持することとなる予定です。その場合には、公開買付者は、上記経営改善策や合理化の実施の他、両社事業間の一体運営について一部制限される可能性があります。当社の上場会社としての独立性を維持しつつ、両社の製品販売における営業基盤や両社事業間における経営資源を相互に活用することにより早期にシナジーを高め、公開買付者及び当社の企業価値向上を図っていくとのことです。

なお、本完全子会社化手続の実施に関わらず、当社における本業であり、長い間営まれてきた塗料事業の歴史を通じて育まれた伝統、需要家の皆様からの信頼等の目に見えない重要な資産、いわゆる「のれん」は、当社の塗料事業の従業員により発現されるものとの考え方にに基づき、当面大きな組織変更等は予定しておらず、塗料事業の運営は現行の運営体制の継続を前提としているとのことです。化成品事業に関しては、当社の事業形態を尊重しつつ、公開買付者のエラストマー素材事業との間で互換性と効率性の両方の視点から組織や人的な交流を図っていくとのことです。一方で、一日も早い公開買付者グループへの融合の観点から、役員を含めた人材交流を実施していくことを考えているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けの完了後、平成25年6月に開催予定の当社の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、当社の取締役の過半数となるに必要な取締役を公開買付者より指名し、監査役も指名する予定とのことです。なお、当社の従業員につきましては、今後も当社の更なる発展に向けて能力を発揮してほしいと考えているため、当面の間、本公開買付け後もその雇用及び処遇を維持継続する予定とのことです。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされた場合、公開買付者が本公開買付け及びその後に予定されている本完全子会社化手続により当社を公開買付者の完全子会社とすることを意図しており、また、公開買付者と当社の支配株主である古河機械金属が本応募契約を締結していることから、当社の少数株主と利害が一致しない構造的な可能性がありうることを踏まえ、本公開買付けの公正性等を担保するために、以下のとおり、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等を講じております。なお、本公開買付けの開始時点では、古河機械金属が当社の支配株主に該当し、また、本公開買付けが完了した後は、公開買付者が当社の支配株主に該当する予定です。

①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者、当社の支配株主であり公開買付者との間で本応募契約を締結した古河機械金属及び当社から独立した第三者算定機関である野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対し、当社普通株式の価値の算定を依頼いたしました。野村証券は、当社普通株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行い、当社は、平成 25 年 2 月 6 日に野村証券から株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

野村証券による当社普通株式の 1 株当たり株式価値の算定結果の概要は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	82 円～118 円
類似会社比較法	36 円～42 円
DCF法	13 円～144 円

市場株価平均法では、平成 25 年 2 月 5 日を基準日として、東京証券取引所における平成 25 年 2 月 5 日の当社普通株式の終値 118 円、直近 1 週間の終値の単純平均値 112 円（小数点以下四捨五入、以下単純平均値の計算においては同様とします。）、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 107 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 92 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 82 円を基に、当社普通株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 82 円から 118 円までと分析しております。

次に、類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社普通株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 36 円から 42 円までと分析しております。

最後に、DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が平成 25 年 3 月期以降の将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 13 円から 144 円までと分析しております。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、外部環境の好転及び事業ポートフォリオの見直しによる売上高の増加や継続的なコスト削減を主要因として、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。

②公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）から平成 25 年 2 月 5 日に株式価値算定書（以下「公開買付者算定書」といいます。）を取得して、その参考としているとのこと。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのこと。

みずほ証券は当社普通株式の株式価値を算定するにあたり、当社の財務状況、当社普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法

及びDCF法の各手法を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行ったとのことです。

市場株価基準法では、基準日を平成 25 年 2 月 5 日として、東京証券取引所における当社普通株式の基準日終値（118 円）、直近 1 ヶ月の終値の単純平均値（107 円）、直近 3 ヶ月の終値の単純平均値（92 円）、直近 6 ヶ月の終値の単純平均値（82 円）をもとに、1 株当たり株式価値の範囲を 82 円から 118 円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社から提供を受けた事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 25 年 3 月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社の企業活動によって生み出されると見込まれる将来のキャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割引いて株式価値を分析し、1 株当たり株式価値の範囲を 58 円から 125 円までと分析しているとのことです。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、外部経済環境の改善、高付加価値製品への注力等による売上高の増加やコスト削減効果により、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。

公開買付者は、本公開買付価格について、公開買付者算定書の算定結果を参考にしつつ、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去 6 ヶ月の当社普通株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、古河機械金属及び当社との協議、交渉を経て、本日、本公開買付価格を 1 株当たり 125 円と決定したとのことです。

本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成 25 年 2 月 5 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 118 円に対して 5.93%（小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアム率の計算においては同様とします。）、過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 107 円に対して 16.82%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 92 円に対して 35.87%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 82 円に対して 52.44%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

③当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社、古河機械金属及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

④支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

当社は、意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社、古河機械金属及び公開買付者と利害関係のない外部の有識者である新川大祐氏（税理士、公認会計士、北斗税理士法人）及び高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）に対し、本取引について、(a)本取引は、当社の企業価値向上に資するか、(b)本取引の取引条件の公正性が確保されているか、(c)本取引において、公正な手続を通じた当社株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)上記(a)から(c)までの他、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問いたしました。

新川大祐氏及び高橋明人氏は、当社が野村証券から取得した株式価値算定書及びこれに基づく野村証券からの当社普通株式の価値評価に関する説明や、本取引に係る公開買付者の提案内容について説明等を受けたうえで、上記諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成 25 年 2 月 6 日に当社に対し、上記(a)ないし(d)の各点について、(a)公開買付者及び当社から説明を受けた本取引の目的及び必要性・背景事情、並びに当社の事業計画及び成長計画については、いずれも不合理なものとは認められず、本取引は当社の企業価値向上に資すると考えられること、(b)野村証券からの株式価値算定書については、その結論に至る計算過程について特段不合理な点等は認められないことに加え、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件に関する当社の判断・意思決定につき、その過程から恣意性を排除するためにとられている方法に関し合理性・相当性が認められること、さらには本公開買付けと時間的に近接した時期において同一の条件で本完全子会社化手続を実施することには合理性が認められること等から、本取引の取引条件に関して公正性が確保されていると考えられること、(c)独立した第三者算定機関で

ある野村證券から株式価値算定書を取得し、またリーガル・アドバイザーとして大江橋法律事務所を選任して法的助言を得ていることに加え、本取引の検討に際して、利益相反の可能性があり得る取締役及び監査役は、本取引に関する決定を行う当社の取締役会の審議及び決議には参加しないことが予定されていること、当社が公開買付者に対して、少数株主の利益に十分配慮した公開買付価格の提示を予め要請していたこと等から、本取引の対応及び検討の過程において、公正な手続を通じた当社株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること、(d)その他、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考えられる事情は認められないことから、本取引に係る当社の意思決定は、当社の少数株主にとって特段不利益であるとは考えられないと思料する旨を内容とする意見書を提出いたしました。

⑤当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、野村證券より取得した株式価値算定書、大江橋法律事務所から得た法的助言、新川大祐氏及び高橋明人氏による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが当社の中長期的な企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により当社普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役6名）全員の一致で決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、取締役南平忠敏氏は、当社の支配株主であり公開買付者との間で本応募契約を締結した古河機械金属の顧問を兼務しており、また、取締役森下邦彦氏は、古河機械金属の従業員（非常勤）を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加しておりません。

また、本公開買付けに係る議案の審議及び決議がなされた上記の当社の取締役会においては、監査役加藤直樹氏を除く監査役の全員一致で、当社の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見が述べられております。加藤直樹氏は、古河機械金属の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の当社の取締役会に出席しておりません。

⑥本公開買付価格の公正性を担保するためのその他の措置

公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者による当社への接触を制限するような内容の合意を行っておりません。このように、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に対する配慮がなされております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、前記「(2) 意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社の発行済普通株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定とのことです。

公開買付者は、本公開買付けにより、当社の発行済普通株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合であって、かつ完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされた場合には、本公開買付けの完了後に、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することになるよう、以下に述べる方法（以下「全部取得条項付種類株式を利用する方法」といいます。）により、本完全子会社化手続を行うことを企図しているとのことです。ただし、公開買付者は、本公開買付けの結果として、その所有割合が90%に満たない場合には、本完全子会社化手続として、当社と協議の上、全部取得条項付種類株式を利用する方法に代えて、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の手続に従い、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とし、公開買付者の株式を対価とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を採用する予定とのことです。この場合における具体的な手続については、当社と協議の上、決定次第速やかに開示する予定とのことです。

全部取得条項付種類株式を利用する方法としては、具体的には、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされた場合、本公開買付けの完了後、公開買付者は、①当社が会社法の規定

する種類株式発行会社となるために、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定めを置くことを内容とする定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された当社普通株式の全部（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類株式の当社株式を交付することに係る議案を、本株主総会に上程することを当社に要請する予定とのことです。

また、本株主総会において上記①の議案について承認されると、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本株主総会の開催日と同日に、上記②の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会の開催を要請する予定とのことです。

なお、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（当社を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類株式の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の株式の売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、現時点において未定ですが、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対して交付しなければならない当社の株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定される予定です。なお、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに当社を公開買付者の完全子会社とするための施策を完了することを予定しているとのことです。この他、当社普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類株式の当社株式の上場申請は行われず予定されています。

上記本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1 株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、上記②の定款変更に関連して、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第 117 条第 2 項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記各手続については、本公開買付け後の公開買付者による当社の株式の所有状況、公開買付者以外の当社の株主による当社の株式の所有状況、又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、その実施に時間を要し、又は当社と協議の上、本株式交換か、あるいは全部取得条項付種類株式を利用する方法又は本株式交換と概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があるとのことです（なお、公開買付者は、本公開買付けの結果として、その所有割合が 90%に満たない場合には、本完全子会社化手続として、当社と協議の上、全部取得条項付種類株式を利用する方法に代えて、会社法の手続に従い、本株式交換を採用する予定とのことです。）。ただし、そのように本株式交換又は当該他の方法に変更する場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対しては、最終的に金銭又は公開買付者の

株式を交付する方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなることを予定しており、その場合に当社の株主に交付されることになる金銭又は公開買付者の株式の価値についても、本公開買付価格に当該株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた額と同一となるよう算定される予定とのことです。この場合における具体的な手続については、当社と協議の上、決定次第速やかに開示する予定とのことです。

なお、本完全子会社化手続として、本株式交換を実施する場合であっても、会社法第 785 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1 株当たりの買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではないとのことです。

本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされない場合には、本公開買付けは実施されるものの、本完全子会社化手続は実施しないこととしており、当社普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場を維持することとなる予定です。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされた場合、公開買付者は、当社が所有する自己株式を除く当社の発行済株式の全てを所有することを企図しており、本公開買付けの完了後に、前記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合には、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。なお、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされない場合には、本公開買付けは実施するものの、本完全子会社化手続は実施しないこととしており、その場合、当社普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場を維持することとなる予定です。

3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

前記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載した背景を踏まえ、公開買付者は、平成 24 年 7 月頃より当社の親会社である古河機械金属（所有株式数（みずほ信託銀行株式会社退職給付信託古河機械金属口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社名義による所有を含みます。）：16,479,764 株、所有割合：53.44%）との間で、当社普通株式の取得について協議を重ねてきたとのことです。その結果、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件の合意に至ったことから、公開買付者は古河機械金属との間で、平成 25 年 2 月 6 日付で本応募契約を締結し、古河機械金属が所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意したとのことです。

本応募契約においては、古河機械金属の応募の前提条件として、①本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、②本応募契約に定める公開買付者の表明及び保証の重大な違反が存在していないこと（注 1）、③本応募契約に基づき公開買付者が履行又は遵守すべき義務について重大な違反が生じていないこと（注 2）、④本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の開始日において、本公開買付けに関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益でないことに関し、当社が、当社との間に利害関係を有しない者から意見を入手していること、公開買付期間の開始日において、当社の取締役会により、本公開買付けに対し、本公開買付けに利害関係を有しない出席取締役全員一致による賛同意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議が適法になされ、これが公表されていること、及び、本公開買付けへの応募の時点において、当社の取締役会により、本公開買付けに対し反対する旨の意見が表明されていないこと（ただし、本条件が

古河機械金属の責に帰すべき事由により充足されない場合を除きます。)、⑤公開買付期間の開始日において、当社の取締役会が本公開買付けに対し賛同意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募を推奨することに関して、当社の監査役が異議を唱えていないこと(ただし、本条件が古河機械金属の責に帰すべき事由により充足されない場合を除きます。)、⑥古河機械金属の当社に対する貸付金、当該貸付金に関し当社又はその企業集団が古河機械金属に提供した担保に関する古河機械金属の権利義務についての公開買付者に対する移管が本公開買付けに係る決済の開始日において実現するための手続が完了し又はその合理的な見込みがあることが定められているとのことです。なお、古河機械金属が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で本公開買付けに応募することは制限されていないとのことです。

また、本応募契約において、古河機械金属は、公開買付期間の延長により、本公開買付けに係る決済が本株主総会に係る議決権の基準日である平成 25 年 3 月 31 日までに完了しなかった結果として、公開買付者が、古河機械金属の所有する当社普通株式の全て(みずほ信託銀行株式会社退職給付信託古河機械金属口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社名義による所有を含みます。)に係る当該議決権を得ることができなかつた場合、公開買付者の指示に従って当該議決権その他一切の権利を行使することが定められているとのことです。

(注1) 公開買付者は、本応募契約において、本応募契約締結日、公開買付期間の開始日及び本公開買付けに係る決済の開始日において、①公開買付者の適法な設立及び有効な存続、②本応募契約の締結及び履行に必要な権限の存在及び必要な手続の履践、③本応募契約の締結及び本公開買付けの実施が法令等に違反するものではないこと、④本応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、⑤本公開買付けに関する事実を除き、当社に関して、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。)第 166 条第 2 項及び同法第 167 条第 2 項に規定される事実であつて、かつ、未公表のものを認識していないことについて表明及び保証しているとのことです。

(注2) 本応募契約において、公開買付者は、守秘義務及び契約上の権利義務の譲渡禁止等のほか、①古河機械金属の当社に対する貸付金、当該貸付金に関し当社又はその企業集団が古河機械金属に提供した担保に関する古河機械金属の権利義務につき本公開買付けに係る決済の開始日である平成 25 年 3 月 27 日をもって、②当社が各金融機関に対し負担する借入債務に関し古河機械金属が提供した債務保証に関する古河機械金属の権利義務につき同日後可能な限り速やかに、公開買付者に対する円滑な移管が実現されるよう、古河機械金属と協力し、努力する義務を負っているとのことです。

なお、古河機械金属は、本公開買付け以外の第三者による当社普通株式を対象とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始された場合において、対抗公開買付けに係る当社普通株式の買付価格が本公開買付価格を上回る場合であつて、かつ、古河機械金属が、その所有する当社普通株式の全て(みずほ信託銀行株式会社退職給付信託古河機械金属口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社名義による所有を含みます。)を対抗公開買付けに応募しないことが古河機械金属の取締役の善管注意義務に違反するおそれが高いと客観的かつ合理的に認められる場合には、本公開買付けへの応募義務を負わないものとされているとのことです。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

前記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 本公開買付け実施後の経営方針」、「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(6) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

9. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針の適合状況

公開買付者は、当社の親会社である古河機械金属と平成 25 年 2 月 6 日付で本応募契約を締結しており、古河機械金属から当社普通株式を取得することを前提に本公開買付けを行うことから、当社の取締役会による本公開買付けに対する意見表明は、支配株主との重要な取引等に該当します。

平成 24 年 6 月 28 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に記載のとおり、当社では、親会社である古河機械金属との取引等については、法令に従い適切に行うこととしております。かかる指針に関する本取引の適合状況は、以下のとおりです。

当社は、本取引に関して、前記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載のとおり、①支配株主から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書を取得し、②支配株主との間に利害関係を有しない法律事務所から助言を受け、③本取引に係る当社の意思決定は当社の少数株主にとって特段不利益であるとは考えられないと思料する旨を内容とする意見書を、支配株主との間に利害関係を有しない新川大祐氏及び高橋明人氏より入手し、④支配株主との間に利害関係を有しない取締役によって当社の意見表明の内容を決議し、同じく支配株主との間に利害関係を有しない監査役からは、その意見表明に異議がない旨の意見を得ております。本取引に関して当社が講じた以上の対応は、上記の指針に適合するものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

前記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

前記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「④支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」に記載のとおり、当社、古河機械金属及び公開買付者と利害関係のない外部の有識者である新川大祐氏及び高橋明人氏に対し、本取引について、(a) 本取引は、当社の企業価値向上に資するか、(b) 本取引の取引条件の公正性が確保されているか、(c) 本取引において、公正な手続を通じた当社株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d) 上記(a)から(c)までの他、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問いたしました。

新川大祐氏及び高橋明人氏は、当社が野村證券から取得した株式価値算定書及びこれに基づく野村證券からの当社普通株式の価値評価に関する説明や、本取引に係る公開買付者の提案内容について説明等を受けたうえで、上記諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成 25 年 2 月 6 日に当社に対し、上記(a)ないし(d)の各点について、(a) 公開買付者及び当社から説明を受けた本取引の目的及び必要性・背景事情、並びに当社の事業計画及び成長計画については、いずれも不合理なものとは認められず、本取引は当社の

企業価値向上に資すると考えられること、(b)野村証券からの株式価値算定書については、その結論に至る計算過程について特段不合理な点等は認められないことに加え、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件に関する当社の判断・意思決定につき、その過程から恣意性を排除するためにとられている方法に関し合理性・相当性が認められること、さらには本公開買付けと時間的に近接した時期において同一の条件で本完全子会社化手続を実施することには合理性が認められること等から、本取引の取引条件に関して公正性が確保されていると考えられること、(c)独立した第三者算定機関である野村証券から株式価値算定書を取得し、またリーガル・アドバイザーとして大江橋法律事務所を選任して法的助言を得ていることに加え、本取引の検討に際して、利益相反の可能性があり得る取締役及び監査役は、本取引に関する決定を行う当社の取締役会の審議及び決議には参加しないことが予定されていること、当社が公開買付者に対して、少数株主の利益に十分配慮した公開買付価格の提示を予め要請していたこと等から、本取引の対応及び検討の過程において、公正な手続を通じた当社株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること、(d)その他、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考えられる事情は認められないことから、本取引に係る当社の意思決定は、当社の少数株主にとって特段不利益であるとは考えられないと思料する旨を内容とする意見書を提出いたしました。

以 上

(参考)

平成 25 年 2 月 6 日付「株式会社トウペ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(別添)



平成25年2月6日

各位

会社名 日本ゼオン株式会社
代表者名 取締役社長 古河 直純
(コード番号:4205 東証1部)
問合せ先 取締役常務執行役員 南忠幸
(TEL:03-3216-2747)

株式会社トウペ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

日本ゼオン株式会社(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成25年2月6日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社トウペ(コード番号:4614 東京証券取引所・大阪証券取引所、以下「対象者」といいます。)の普通株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成25年2月6日の取締役会において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部及び株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)市場第一部に上場している対象者の発行済普通株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを目的として本公開買付けを実施のうえ、本公開買付けにおいて、後記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続(以下「本完全子会社化手続」といいます。)を実施するにあたっての基準となる株式数(以下「完全子会社化判定基準株式数」といい、後記(注)において定義します。)以上の応募があることを条件に、対象者を当社の完全子会社とする取引(以下「本取引」といいます。)を実施することを決議いたしました。

本公開買付けに際して、当社は対象者の親会社である古河機械金属株式会社(以下「古河機械金属」といいます。)(所有株式数(みずほ信託銀行株式会社退職給付信託古河機械金属口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社名義による所有を含みます。):16,479,764株、対象者が平成24年11月14日に提出した第145期第2四半期報告書(以下「対象者第145期第2四半期報告書」といいます。)に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数31,000,000株から対象者第145期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(160,315株)を控除した株式数(30,839,685株)に対する所有株式数の割合(以下「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。):53.44%)との間で、平成25年2月6日付で公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、古河機械金属が所有する対象者普通株式の全て(みずほ信託銀行株式会社退職給付信託古河機械金属口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社名義による所有を含みます。16,479,764株、所有割合53.44%)について本公開買付けに応募する旨を合意しております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設定しておらず、買付予定数の上限も設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注) 「完全子会社化判定基準株式数」とは、対象者第145期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(31,000,000株)の66.70%に相当する数である20,677,000株をいいます。

当社は、対象者の株主の皆様の意思を尊重することを目的として、上記完全子会社化判定基準株式数を設定しております。具体的には、当社は、本公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合であって、かつ完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされた場合には、本完全子会社化手続により、対象者を当社の完全子会社とすることを予定しております。このように、当社は、対象者の株主の皆様の意思を尊重した完全子会社化判定基準株式数の設定を行うことで、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされない場合には、本公開買付けは実施するものの、本完全子会社化手続は実施しないこととしており、その場合、対象者普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場を維持することとなる予定です。

また、対象者によって公表された平成25年2月6日付「日本ゼオン株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成25年2月6日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けに係る諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年2月6日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役6名）全員の一致で決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、取締役南平忠敏氏は、対象者の支配株主であり当社との間で本応募契約を締結した古河機械金属の顧問を兼務しており、また、取締役森下邦彦氏は、古河機械金属の従業員（非常勤）を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

また、本公開買付けに係る議案の審議及び決議がなされた上記の対象者の取締役会においては、監査役加藤直樹氏を除く監査役の全員一致で、対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見が述べられているとのことです。加藤直樹氏は、古河機械金属の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の対象者の取締役会に出席していないとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的

当社は、昭和25年4月に合成樹脂の製造販売を目的として設立され、創業以来一貫して独創的な技術を駆使し、化学工業の発展に尽力してまいりました。現在は、当社グループとして、当社、子会社48社及び関連会社7社にて、合成ゴム特殊品を中心としたエラストマー素材事業及び光学樹脂・光学フィルム等を中心とした高機能材料事業を中心に、付加価値の高い製品の開発・製造・販売と、グローバルな事業拡大に取り組んでおります。今後も、「スピード」を持ち、「対話」を大切に、当社固有の技術と製品で、「社会貢献」をしていく所存です。昨今のグローバル、ボーダレスな競争が激化する事業環境及び世界的な技術革新が行われる中、多くの需要家の皆様のご期待に応え、これらの製品を安定した品質で継続的にお届けできるよう、絶え間ない改革・改善に取り組んでまいります。

本日現在、当社は、中期経営計画「S Z-20（エスゼット20）」に基づき、「『2020年のありたい姿』—化学の力で未来を今日にするZ E O N—」の実現のため、全社事業戦略として「エラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大する」こと、及び「2020年のありたい姿を実現する企業風土を『見える化』をベースに育成する」ことの2点を基本方針として様々な諸課題に取り組んでおります。そのうち具体的には、エラストマー素材事業においては、当社が最も得意とする特殊ゴム事業の拡大により、多くの需要家の皆様における様々な技術革新に対応し、多くの需要家の皆様のご期待に応える施策を取り続けております。特殊ゴムの用途は自動車用途を始め、世の中に必要不可欠な素材と位置付けられておりますところから、当社といたしましては、常に需要家の皆様に高性能、高品質な素材製品を安定的にお届けすることこそ、当社に課せられた使命と考えております。

一方、対象者は、大正8年10月に設立されて以来90年余り、総合塗料メーカーとして、常に新しい商品を市場に投入し、社会に貢献してまいりました。現在では、建築外装用塗料・工業用塗料・皮革用塗料・鋼構造物用塗料・路面標示用塗料等の各種塗料の製造販売を行う塗料事業、並びに自動車関連用アクリルゴム及び繊維加工用のアクリルエマルジョン等の製造販売を行う化成品事業の2つの事業を中心として事業を行っております。

本日現在、対象者は、塗料メーカーとして長年蓄積してきた技術力をフルに活かし、塗料ニーズの高機能化、商品価値向上の要求、環境配慮型塗料開発等の要求に積極的に対応しているほか、グローバルな視点から新しいテクノロジーの開発に努力しております。また、次世代の産業構造に対応すべく、塗料部門のみならず、アクリルゴムを主力商品とする化成品部門の充実により、自動車産業等へのさらなる展開も図り、塗料と化成品を事業の両輪として付加価値を高めたビジネス展開を図っております。

このような中、当社と古河機械金属は、同一銀行グループに属するメンバーとして永年来の交流があり、また、エラストマー素材事業を強化したい当社と、対象者と当社とのシナジー関係の構築が対象者の企業価値向上に資するとの古河機械金属との認識が一致し、当社は、平成24年7月頃より古河機械金属との間で、本公開買付けに応じて、古河機械金属がその所有する対象者普通株式を当社に対して譲渡することに係る協議を重ねてまいりました。そのうえで、当社は、平成24年10月頃に、対象者に対して本公開買付けの提案を行い、その後、対象者との間で、当社及び対象者の更なる成長及び企業価値向上を目的とした諸施策について協議、検討を重ねてまいりました。

その結果、当社は、当社におけるエラストマー素材事業と対象者における化成品事業については、同一製品の製造販売を行っていることから、当社及び対象者が、アクリルエマルジョン等の製造販売者として、原材料の調達、製造、需要家の皆様への製商品提供等及びロジスティック分野等において、両社が保有する経営資源を相互に有効的に活用することが可能であり、両社が独自に製造している製品を効率的に供給することで、今後旺盛なアクリルゴムの需要に応えることができるものと判断し、当社が対象者を完全子会社化し、当社のエラストマー素材事業と対象者の化成品事業を一体として事業展開することは、当社及び対象者の企業価値向上に資するものと考えに至りました。また、こうした製品供給の効率化を行う一方、当社及び対象者がそれぞれ国内に1か所ずつ有している生産拠点（当社は神奈川県川崎市、対象者は岡山県倉敷市）を併存させることにより、今後旺盛な需要が見込まれる特殊ゴムにおいて、需要家の皆様におかれての生産数量増産要請に応え、かつ、自動車重要保安部品として多く採用される特殊ゴムの安定供給、所謂BCP（事業継続計画）のご要請にも応えうるものと考えております。

当社の主力事業であり、自動車等の高性能化に伴い、重要保安部品としてますます重要性の高まっている特殊ゴム（中でもアクリルゴム）を中心としたエラストマー素材事業の更なる強化は、付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んできた当社において長い間一貫した考え方であり、今後も継続されるべき基本的な考え方となっております。また、当社のエラストマー素材事業を対象者の化成品事業と一体となって事業展開するに際しては、当社及び対象者の間の密接な連携が必要となり、対象者を当社の完全子会社とし、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な視点に立ち、対象者が上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、当社グループの一員として、当社と一体になって事業展開を行っていくことが、最も有効かつ適切であると考えております。以上のことから、当社は、対象者を当社の完全子会社とし、双方の経営資源を有効活用することで、当社及び対象者の経営効率化策の推進を図ることが、最終的には本公開買付け実施後の当社グループの更なる企業価値向上に資するものと考え、平成25年2月6日に開催された取締役会にて、本公開買付けを実施し、完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされることを条件に本完全子会社化手続を実行のうえ、対象者を当社の完全子会社とすることを決議いたしました。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年10月頃に当社から本公開買付けの提案を受けた後、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けについて慎重に協議、検討を行ったとのことです。その結果、対象者として、対象者が当社の完全子会社又は子会社となることにより、①塗料事業においては、原材料購入面でのメリット、当社グループでの販売拡大等の実現のほか、対象者及び当社が、それぞれ長年培ってきた技術、特に樹脂関係の技術を融合させることにより、塗料に関わる独自の樹脂の開発が可能となることから、新たな分野への展開が期待されること、

②化成品事業においては、当社のエラストマー素材事業と同一製品の製造販売を対象者が行っていることから、両社の経営資源の有効活用や特徴ある製品を効率的に供給することで、今後旺盛なアクリルゴムの需要に応えることができるものと期待されることを踏まえ、当社による対象者の完全子会社化又は子会社化は、対象者の中長期的な企業価値向上に資するものと判断するに至ったとのことです。また、対象者は、後記「(4)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書、同「③対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、同「④対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」に記載の意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに係る諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係る諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。以上から、同「⑤対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載のとおり、対象者は、平成25年2月6日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役6名）全員の一致で決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、取締役南平忠敏氏は、対象者の支配株主であり当社との間で本応募契約を締結した古河機械金属の顧問を兼務しており、また、取締役森下邦彦氏は、古河機械金属の従業員（非常勤）を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

また、本公開買付けに係る議案の審議及び決議がなされた上記の対象者の取締役会においては、監査役加藤直樹氏を除く監査役の全員一致で、対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見が述べられているとのことです。加藤直樹氏は、古河機械金属の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の対象者の取締役会に出席していないとのことです。

(3) 本公開買付け実施後の経営方針

当社は、現状では、本公開買付けの実施後も対象者の経営方針に大きな変更を予定しておりませんが、本公開買付けは、完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされることを条件に本完全子会社化手続を実行のうえ、対象者の完全子会社化を想定しておりますところから、管理コストの削減等の経営改善策を実施し、当社グループの経営管理機能を活用した統合等による合理化を実施してまいります。また、両社の製品販売における相互の営業基盤の活用など、両社事業間の一体運営によりシナジーを高め、当社及び対象者の企業価値向上を図ってまいります。

一方、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされない場合には、本公開買付けは実施されるものの、本完全子会社化手続は実施されず、対象者普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場を維持することとなる予定です。その場合には、当社は、上記経営改善策や合理化の実施の他、両社事業間の一体運営について一部制限される可能性があります。対象者の上場会社としての独立性を維持しつつ、両社の製品販売における営業基盤や両社事業間における経営資源を相互に活用することにより早期にシナジーを高め、当社及び対象者の企業価値向上を図ってまいります。

なお、本完全子会社化手続の実施に関わらず、対象者における本業であり、長い間営まれてきた塗料事業の歴史を通じて育まれた伝統、需要家の皆様からの信頼等の目に見えない重要な資産、いわゆる「のれん」は、対象者の塗料事業の従業員により発現されるものとの考え方に基づき、当面大きな組織変更等は予定しておらず、塗料事業の運営は現行の運営体制の継続を前提としております。化成品事業に関しては、対象者の事業形態を尊重しつつ、当社のエラストマー素材事業との間で互換性と効率性の両方の観点から組織や人的な交流を図っていく所存です。一方で一日も早い当社グループへの融合の観点から、役員を含めた人材交流を実施していくことを考えております。ただし、当社は、現時点では、本公開買付け後の役員体制や従業員の雇用及び処遇の継続に関して、対象者の役員及び対象者との間で何らの合意もしておりません。

当社は、本公開買付けの完了後、平成25年6月に開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、対象者の取締役の過半数となるに必要な取締役を当社より指名し、監査役も指名する予定です。なお、対象者の従業員につきましては、今後も対象者の更なる発展に向けて能力を発揮していただきたいと考えているため、当面の間、本公開買付け後もその雇用及び処遇を維持継続する予定です。

(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

当社及び対象者は、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされた場合、当社が本公開買付け及びその後に予定されている本完全子会社化手続により対象者を当社の完全子会社とすることを意図しており、また、当社と対象者の支配株主である古河機械金属が本応募契約を締結していることから、対象者の少数株主と利害が一致しない構造的な可能性がありうることを踏まえ、本公開買付けの公正性等を担保するために、以下のとおり、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等を講じております。なお、本公開買付けの開始時点では、古河機械金属が対象者の支配株主に該当し、また、本公開買付けが完了した後は、当社が対象者の支配株主に該当する予定です。

①公開買付けにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）から平成25年2月5日に株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は対象者普通株式の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行いました。

市場株価基準法では、基準日を平成25年2月5日として、東京証券取引所における対象者普通株式の基準日終値（118円）、直近1ヶ月の終値の単純平均値（107円、小数点以下を四捨五入、以下単純平均値の計算においては同様とします。）、直近3ヶ月の終値の単純平均値（92円）、直近6ヶ月の終値の単純平均値（82円）をもとに、1株当たり株式価値の範囲を82円から118円までと分析しています。

DCF法では、対象者から提供を受けた事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者の企業活動によって生み出されると見込まれる将来のキャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割引いて株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を58円から125円までと分析しています。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、外部経済環境の改善、高付加価値製品への注力等による売上高の増加やコスト削減効果により、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。

当社は、本公開買付け価格について、本株式価値算定書の算定結果を参考にしつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去6ヶ月の対象者普通株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、古河機械金属及び対象者との協議・交渉を経て、平成25年2月6日に本公開買付け価格を1株当たり125円と決定いたしました。

本公開買付け価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年2月5日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値118円に対して5.93%（小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアム率の計算においては同様とします。）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値107円に対して16.82%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値92円に対して35.87%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値82円に対して52.44%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社、対象者の支配株主であり当社との間で本応募契約を締結した古河機械金属及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対し、対象者普通株式の価値の算定を依頼したとのことです。野村證券は、対象者普通株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、対象者は、平成25年2月6日に野村證券から株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

野村證券による対象者普通株式の1株当たり株式価値の算定結果の概要は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	82円～118円
類似会社比較法	36円～42円
DCF法	13円～144円

市場株価平均法では、平成25年2月5日を基準日として、東京証券取引所における平成25年2月5日の対象者普通株式の終値118円、直近1週間の終値の単純平均値112円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値107円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値92円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値82円を基に、対象者普通株式の1株当たり株式価値の範囲を82円から118円までと分析しているとのことです。

次に、類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者普通株式の1株当たり株式価値の範囲を36円から42円までと分析しているとのことです。

最後に、DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が平成25年3月期以降の将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たり株式価値の範囲を13円から144円までと分析しているとのことです。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、外部環境の好転及び事業ポートフォリオの見直しによる売上高の増加や継続的なコスト削減を主要因として、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。

③対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、対象者、古河機械金属及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

④対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、対象者、古河機械金属及び当社と利害関係のない外部の有識者である新川大祐氏（税理士、公認会計士、北斗税理士法人）及び高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）に対し、本取引について、(a)本取引は、対象者の企業価値向上に資するか、(b)本取引の取引条件の公正性が確保されているか、(c)本取引において、公正な手続を通じた対象者株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)上記(a)から(c)までの他、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問したとのことです。

新川大祐氏及び高橋明人氏は、対象者が野村證券から取得した株式価値算定書及びこれに基づく野村證券からの対象者普通株式の価値評価に関する説明や、本取引に係る当社の提案内容につい

て説明等を受けたうえで、上記諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成25年2月6日に対象者に対し、上記(a)ないし(d)の各点について、(a)当社及び対象者から説明を受けた本取引の目的及び必要性・背景事情、並びに対象者の事業計画及び成長計画については、いずれも不合理なものとは認められず、本取引は対象者の企業価値向上に資すると考えられること、(b)野村證券からの株式価値算定書については、その結論に至る計算過程について特段不合理な点等は認められないことに加え、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件に関する対象者の判断・意思決定につき、その過程から恣意性を排除するためにとられている方法に関し合理性・相当性が認められること、さらには本公開買付けと時間的に近接した時期において同一の条件で本完全子会社化手続を実施することには合理性が認められること等から、本取引の取引条件に関して公正性が確保されていると考えられること、(c)独立した第三者算定機関である野村證券から株式価値算定書を取得し、またリーガル・アドバイザーとして大江橋法律事務所を選任して法的助言を得ていることに加え、本取引の検討に際して、利益相反の可能性があり得る取締役及び監査役は、本取引に関する決定を行う対象者の取締役会の審議及び決議には参加しないことが予定されていること、対象者が当社に対して、少数株主の利益に十分配慮した公開買付価格の提示を予め要請していたこと等から、本取引の対応及び検討の過程において、公正な手続を通じた対象者株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること、(d)その他、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものであると考えられる事情は認められないことから、本取引に係る対象者の意思決定は、対象者の少数株主にとって特段不利益であるとは考えられないと思料する旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

⑤対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、野村證券より取得した株式価値算定書、大江橋法律事務所から得た法的助言、新川大祐氏及び高橋明人氏による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年2月6日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役6名）全員の一致で決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、取締役南平忠敏氏は、対象者の支配株主であり当社との間で本応募契約を締結した古河機械金属の顧問を兼務しており、また、取締役森下邦彦氏は、古河機械金属の従業員（非常勤）を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

また、本公開買付けに係る議案の審議及び決議がなされた上記の対象者の取締役会においては、監査役加藤直樹氏を除く監査役の全員一致で、対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見が述べられているとのことです。加藤直樹氏は、古河機械金属の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の対象者の取締役会に出席していないとのことです。

⑥本公開買付価格の公正性を担保するためのその他の措置

当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(5) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的」に記載した背景を踏まえ、当社は、平成24年7月頃より対象者の親会社である古河機械金属（所有株式数（みずほ信託銀行株式会社退職給付信託古河機械金属口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社名義による所有を含み

ます。) : 16,479,764株、所有割合 : 53.44%) との間で、対象者普通株式の取得について協議を重ねてまいりました。その結果、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件の合意に至ったことから、当社は古河機械金属との間で、平成25年2月6日付で本応募契約を締結し、古河機械金属が所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本応募契約においては、古河機械金属の応募の前提条件として、①本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、②本応募契約に定める当社の表明及び保証の重大な違反が存在していないこと(注1)、③本応募契約に基づき当社が履行又は遵守すべき義務について重大な違反が生じていないこと(注2)、④本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の開始日において、本公開買付けに関する対象者の決定が対象者の少数株主にとって不利益でないことに関し、対象者が、対象者との間に利害関係を有しない者から意見を入手していること、公開買付期間の開始日において、対象者の取締役会により、本公開買付けに対し、本公開買付けに利害関係を有しない出席取締役全員一致による賛同意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議が適法になされ、これが公表されていること、及び、本公開買付けへの応募の時点において、対象者の取締役会により、本公開買付けに対し反対する旨の意見が表明されていないこと(ただし、本条件が古河機械金属の責に帰すべき事由により充足されない場合を除きます。)、⑤公開買付期間の開始日において、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募を推奨することに関して、対象者の監査役が異議を唱えていないこと(ただし、本条件が古河機械金属の責に帰すべき事由により充足されない場合を除きます。)、⑥古河機械金属の対象者に対する貸付金、当該貸付金に関し対象者又はその企業集団が古河機械金属に提供した担保に関する古河機械金属の権利義務についての当社に対する移管が本公開買付けに係る決済の開始日において実現するための手続が完了し又はその合理的な見込みがあることが定められています。なお、古河機械金属が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で本公開買付けに応募することは制限されていません。

また、本応募契約において、古河機械金属は、公開買付期間の延長により、本公開買付けに係る決済が本株主総会に係る議決権の基準日である平成25年3月31日までに完了しなかった結果として、当社が、古河機械金属の所有する対象者普通株式の全て(みずほ信託銀行株式会社退職給付信託古河機械金属口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社名義による所有を含みます。)に係る当該議決権を得ることができなかった場合、当社の指示に従って当該議決権その他一切の権利を行使することが定められております。

(注1) 当社は、本応募契約において、本応募契約締結日、公開買付期間の開始日及び本公開買付けに係る決済の開始日において、①当社の適法な設立及び有効な存続、②本応募契約の締結及び履行に必要な権限の存在及び必要な手続の履践、③本応募契約の締結及び本公開買付けの実施が法令等に違反するものではないこと、④本応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、⑤本公開買付けに関する事実を除き、対象者に関して、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第166条第2項及び同法第167条第2項に規定される事実であって、かつ、未公表のものを認識していないことについて表明及び保証しております。

(注2) 本応募契約において、当社は、守秘義務及び契約上の権利義務の譲渡禁止等のほか、①古河機械金属の対象者に対する貸付金、当該貸付金に関し対象者又はその企業集団が古河機械金属に提供した担保に関する古河機械金属の権利義務につき本公開買付けに係る決済の開始日である平成25年3月27日をもって、②対象者が各金融機関に対し負担する借入債務に関し古河機械金属が提供した債務保証に関する古河機械金属の権利義務につき同日後可能な限り速やかに、当社に対する円滑な移管が実現されるよう、古河機械金属と協力し、努力する義務を負っています。

なお、古河機械金属は、本公開買付け以外の第三者による対象者株式を対象とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始された場合において、対抗公開買付けに係る対象者株式の買付価格が本公開買付価格を上回る場合であって、かつ、古河機械金属が、その所有する対象者普通

株式の全て（みずほ信託銀行株式会社退職給付信託古河機械金属口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社名義による所有を含みます。）を対抗公開買付けに応募しないことが古河機械金属の取締役の善管注意義務に違反するおそれが高いと客観的かつ合理的に認められる場合には、本公開買付けへの応募義務を負わないものとされています。

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、前記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者の発行済普通株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

当社は、本公開買付けにより、対象者の発行済普通株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合であって、かつ完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされた場合には、本公開買付けの完了後に、当社が対象者の発行済普通株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することになるよう、以下に述べる方法（以下「全部取得条項付種類株式を利用する方法」といいます。）により、本完全子会社化手続を行うことを企図しております。ただし、当社は、本公開買付けの結果として、その所有割合が90%に満たない場合には、本完全子会社化手続として、対象者と協議の上、全部取得条項付種類株式を利用する方法に代えて、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の手続に従い、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とし、当社の株式を対価とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を採用する予定ですが、この場合における具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第速やかに開示する予定です。

全部取得条項付種類株式を利用する方法としては、具体的には、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされた場合、本公開買付けの完了後、当社は、①対象者が会社法の規定する種類株式発行会社となるために、対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定めを置くことを内容とする定款の一部変更を行うこと、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された対象者普通株式の全部（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類株式の対象者の株式を交付することに係る議案を、本株主総会に上程することを対象者に要請する予定です。

また、本株主総会において上記①の議案について承認されると、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は、対象者に対し、本株主総会の開催日と同日に、上記②の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、当社は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（対象者を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類株式の対象者の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の株式の売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社以外の対象者の株主に対して交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。なお、当社は、本株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに対象者を当社の完全

子会社とするための施策を完了することを予定しております。この他、対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われない予定です。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表するとのことです。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記②の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記各手続については、本公開買付け後の当社による対象者の株式の所有状況、当社以外を対象者の株主による対象者の株式の所有状況、又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、その実施に時間を要し、又は対象者と協議の上、本株式交換か、あるいは全部取得条項付種類株式を利用する方法又は本株式交換と概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります（なお、当社は、本公開買付けの結果として、その所有割合が90%に満たない場合には、本完全子会社化手続として、対象者と協議の上、全部取得条項付種類株式を利用する方法に代えて、会社法の手続に従い、本株式交換を採用する予定です）。ただし、そのように本株式交換又は当該他の方法に変更する場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対しては、最終的に金銭又は当社の株式を交付する方法により、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなることを予定しており、その場合に対象者の株主に交付されることになる金銭又は当社の株式の価値についても、本公開買付け価格に当該株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた額と同一となるよう算定される予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第速やかに開示する予定です。

なお、本完全子会社化手続として、本株式交換を実施する場合であっても、会社法第785条その他の関係法令の定めに従って、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされない場合には、本公開買付けは実施されるものの、本完全子会社化手続は実施されず、対象者普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場を維持することとなる予定です。

(7) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされた場合、当社は、対象者が所有する自己株式を除く対象者の発行済株式の全てを所有することを企図しており、本公開買付けの完了後に、前記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合には、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。なお、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされない場合には、本公開買付けは実施されるものの、本完全子会社化手続は実施しないこととしており、その場合、対象者普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場を維持することとなる予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社トウペ	
② 所 在 地	大阪府堺市西区築港新町一丁5番地11	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 塩飽 博以	
④ 事業内容	塗料・化成品の製造及び販売、塗料の工事施工等関連業務	
⑤ 資本金	2,309,843千円（平成24年9月30日現在）	
⑥ 設立年月日	大正8年10月	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成24年9月30日現在)	古河機械金属株式会社	34.57%
	みずほ信託銀行株式会社退職給付信託古河機械金属口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	18.59%
	日本証券金融株式会社	2.97%
	日本農薬株式会社	1.46%
	星谷 和男	0.97%
	株式会社アイピー21	0.96%
	株式会社池田泉州銀行	0.86%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	0.49%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口3）	0.46%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	0.43%
⑧ 当社と対象者の関係	資本関係	対象者は、当社の普通株式70,000株（平成24年9月30日現在の当社の発行済株式総数である242,075,556株から、同日現在において当社が所有する自己株式数10,910,000株を控除した数である231,165,556株に対する所有株式数の割合：約0.03%）を保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は、対象者へ商品の販売を行っております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成25年2月6日（水曜日）
公開買付開始公告日	平成25年2月7日（木曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）
公開買付届出書提出日	平成25年2月7日（木曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成25年2月7日（木曜日）から平成25年3月21日（木曜日）まで（29営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30営業日、平成25年3月22日（金曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金125円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるみずほ証券から平成25年2月5日に本株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

みずほ証券は対象者普通株式の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行いました。

市場株価基準法では、基準日を平成25年2月5日として、東京証券取引所における対象者普通株式の基準日終値（118円）、直近1ヶ月の終値の単純平均値（107円）、直近3ヶ月の終値の単純平均値（92円）、直近6ヶ月の終値の単純平均値（82円）をもとに、1株当たり株式価値の範囲を82円から118円までと分析しています。

DCF法では、対象者から提供を受けた事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者の企業活動によって生み出されると見込まれる将来のキャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割引いて株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を58円から125円までと分析しています。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、外部経済環境の改善、高付加価値製品への注力等による売上高の増加やコスト削減効果により、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。

当社は、本公開買付価格について、本株式価値算定書の算定結果を参考にしつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去6ヶ月の対象者普通株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、古河機械金属及び対象者との協議・交渉を経て、平成25年2月6日に本公開買付価格を1株当たり125円と決定いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年2月5日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値118円に対して5.93%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値107円に対して16.82%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値92円に対して35.87%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値82円に対して52.44%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

②算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

当社と古河機械金属は、同一銀行グループに属するメンバーとして永年来の交流があり、また、エラストマー素材事業を強化したい当社と、対象者と当社とのシナジー関係の構築が対象者の企業価値向上に資するとの古河機械金属との認識が一致し、当社は、平成24年7月頃より古河機械金属との間で、本公開買付けに応じて、古河機械金属がその所有する対象者普通株式を当社に対して譲渡することに係る協議を重ねてまいりました。そのうえで、当社は、平成24年10月頃に、対象者に対して本公開買付けの提案を行い、その後、対象者との間で、当社及び対象者の更なる成長及び企業価値向上を目的とした諸施策について協議、検討を重ねてまいりました。

その結果、当社は、当社におけるエラストマー素材事業と対象者における化成製品事業については、同一製品の製造販売を行っていることから、当社及び対象者が、アクリルエマルジョン等の製造販売者として、原材料の調達、製造、需要家の皆様への製商品提供等及びロジスティック分野等において、両社が保有する経営資源を相互に有効的に活用することが可能であり、両社が独自に製造している製品を効率的に供給することで、今後旺盛なアクリルゴムの需要に応えることができるものと判断し、当社が対象者を完全子会社化し、当社のエラストマー素材事業と対象者の化成製品事

業を一体として事業展開することは、当社及び対象者の企業価値向上に資するものと考えに至りました。また、こうした製品供給の効率化を行う一方、当社及び対象者がそれぞれ国内に1か所ずつ有している生産拠点（当社は神奈川県川崎市、対象者は岡山県倉敷市）を併存させることにより、今後旺盛な需要が見込まれる特殊ゴムにおいて、需要家の皆様におかれての生産数量増産要請に応え、かつ、自動車重要保安部品として多く採用される特殊ゴムの安定供給、所謂BCP（事業継続計画）のご要請にも応えうるものと考えております。

当社の主力事業であり、自動車等の高性能化に伴い、重要保安部品としてますます重要性の高まっている特殊ゴム（中でもアクリルゴム）を中心としたエラストマー素材事業の更なる強化は、付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んできた当社において長い間一貫した考え方であり、今後も継続されるべき基本的な考え方となっております。また、当社のエラストマー素材事業を対象者の化成事業と一体となって事業展開するに際しては、当社及び対象者の間の密接な連携が必要となり、対象者を当社の完全子会社とし、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な視点に立ち、対象者が上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、当社グループの一員として、当社と一体になって事業展開を行っていくことが、最も有効かつ適切であると考えております。以上のことから、当社は、対象者を当社の完全子会社とし、双方の経営資源を有効活用することで、当社及び対象者の経営効率化策の推進を図ることが、最終的には本公開買付け実施後の当社グループの更なる企業価値向上に資すると考え、平成25年2月6日に開催された取締役会にて、本公開買付けを実施し、完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされることを条件に本完全子会社化手続を実行のうえ、対象者を当社の完全子会社とすることを決議し、以下の経緯により本公開買付け価格を決定いたしました。

（本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置）

当社及び対象者は、本公開買付けにおいて完全子会社化判定基準株式数以上の応募がなされた場合、当社が本公開買付け及びその後に予定されている本完全子会社化手続により対象者を当社の完全子会社とすることを意図しており、また、当社と対象者の支配株主である古河機械金属が本応募契約を締結していることから、対象者の少数株主と利害が一致しない構造的な可能性がありうることを踏まえ、本公開買付けの公正性等を担保するために、以下のとおり、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等を講じております。なお、本公開買付けの開始時点では、古河機械金属が対象者の支配株主に該当し、また、本公開買付けが完了した後には、当社が対象者の支配株主に該当する予定です。

（i）公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるみずほ証券から平成25年2月5日に本株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は対象者普通株式の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行いました。

市場株価基準法では、基準日を平成25年2月5日として、東京証券取引所における対象者普通株式の基準日終値（118円）、直近1ヶ月の終値の単純平均値（107円）、直近3ヶ月の終値の単純平均値（92円）、直近6ヶ月の終値の単純平均値（82円）をもとに、1株当たり株式価値の範囲を82円から118円までと分析しています。

DCF法では、対象者から提供を受けた事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者の企業活動によって生み出されると見込まれる将来のキャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割引いて株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を58円から125円までと分析しています。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、外部経済環境の改善、高付加価値製品への注力等による売上高の増加やコスト削減効果により、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。

当社は、本公開買付価格について、本株式価値算定書の算定結果を参考にしつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去6ヶ月の対象者普通株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、古河機械金属及び対象者との協議・交渉を経て、平成25年2月6日に本公開買付価格を1株当たり125円と決定いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年2月5日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値118円に対して5.93%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値107円に対して16.82%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値92円に対して35.87%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値82円に対して52.44%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

(ii) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社、対象者の支配株主であり当社との間で本応募契約を締結した古河機械金属及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対し、対象者普通株式の価値の算定を依頼したとのことです。野村證券は、対象者普通株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、対象者は、平成25年2月6日に野村證券から株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

野村證券による対象者普通株式の1株当たり株式価値の算定結果の概要は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	82円～118円
類似会社比較法	36円～42円
DCF法	13円～144円

市場株価平均法では、平成25年2月5日を基準日として、東京証券取引所における平成25年2月5日の対象者普通株式の終値118円、直近1週間の終値の単純平均値112円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値107円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値92円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値82円を基に、対象者普通株式の1株当たり株式価値の範囲を82円から118円までと分析しているとのことです。

次に、類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者普通株式の1株当たり株式価値の範囲を36円から42円までと分析しているとのことです。

最後に、DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が平成25年3月期以降の将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たり株式価値の範囲を13円から144円までと分析しているとのことです。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、外部環境の好転及び事業ポートフォリオの見直しによる売上高の増加や継続的なコスト削減を主要因として、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。

(iii) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、対象者、古河機械金属及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして大江橋法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

(iv) 対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、対象者、古河機械金属及び当社と利害関係のない外部の有識者である新川大祐氏（税理士、公認会計士、北斗税理士法人）及び高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）に対し、本取引について、(a)本取引は、対象者の企業価値向上に資するか、(b)本取引の取引条件の公正性が確保されているか、(c)本取引において、公正な手続を通じた対象者株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)上記(a)から

(c)までの他、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問したとのことです。

新川大祐氏及び高橋明人氏は、対象者が野村證券から取得した株式価値算定書及びこれに基づく野村證券からの対象者普通株式の価値評価に関する説明や、本取引に係る当社の提案内容について説明等を受けたうえで、上記諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成25年2月6日に対象者に対し、上記(a)ないし(d)の各点について、(a)当社及び対象者から説明を受けた本取引の目的及び必要性・背景事情、並びに対象者の事業計画及び成長計画については、いずれも不合理なものとは認められず、本取引は対象者の企業価値向上に資すると考えられること、(b)野村證券からの株式価値算定書については、その結論に至る計算過程について特段不合理な点等は認められないことに加え、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件に関する対象者の判断・意思決定につき、その過程から恣意性を排除するためにとられている方法に関し合理性・相当性が認められること、さらには本公開買付けと時間的に近接した時期において同一の条件で本完全子会社化手続を実施することには合理性が認められること等から、本取引の取引条件に関して公正性が確保されていると考えられること、(c)独立した第三者算定機関である野村證券から株式価値算定書を取得し、またリーガル・アドバイザーとして大江橋法律事務所を選任して法的助言を得ていることに加え、本取引の検討に際して、利益相反の可能性があり得る取締役及び監査役は、本取引に関する決定を行う対象者の取締役会の審議及び決議には参加しないことが予定されていること、対象者が当社に対して、少数株主の利益に十分配慮した公開買付価格の提示を予め要請していたこと等から、本取引の対応及び検討の過程において、公正な手続を通じた対象者株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること、(d)その他、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものであると考えられる事情は認められないことから、本取引に係る対象者の意思決定は、対象者の少数株主にとって特段不利益であるとは考えられないと思料する旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

(v) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、野村證券より取得した株式価値算定書、大江橋法律事務所から得た法的助言、新川大祐氏及び高橋明人氏による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年2月6日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役6名）全員の一致で決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、取締役南平忠敏氏は、対象者の支配株主であり当社との間で本応募契約を締結した古河機械金属の顧問を兼務しており、また、取締役森下邦彦氏は、古河機械金属の従業員（非常勤）を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

また、本公開買付けに係る議案の審議及び決議がなされた上記の対象者の取締役会においては、監査役加藤直樹氏を除く監査役の全員一致で、対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見が述べられているとのことです。加藤直樹氏は、古河機械金属の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の対象者の取締役会に出席していないとのことです。

(vi) 本公開買付価格の公正性を担保するためのその他の措置

当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

③算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるみずほ証券は、当社の関連当事者には

該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
30,839,685 (株)	— (株)	— (株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数 (30,839,685株) を記載しております。当該最大数は、対象者第145期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数 (31,000,000株) から、同日現在の対象者が所有する自己株式数 (160,315株) を控除した数です。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に当該株式を買取ります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	30,839個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	30,500個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (30,839,685株) に係る議決権の数です。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第145期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第145期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の単元未満株式数 (340,000株) から同日現在の単元未満の自己株式数 (315株) を控除した339,685株に係る議決権の数 (339個) を加算し、「対象者の総株主等の議決権の数」を30,839個として計算しています。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金

3,854百万円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数 (30,839,685株) に、1株当たりの買付価格 (125円) を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

②決済の開始日

平成25年3月27日 (水曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成25年3月28日 (木曜日) となります。

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

④株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

(i) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

(ii) 対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、(a) 公開買付者が、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、(b) 同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が終了しない場合、又は(c) 公開買付者が同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場

合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記「(8)決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、

米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成25年2月7日(木曜日)

(11) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的」及び「(3) 本公開買付け実施後の経営方針」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年10月頃に当社から本公開買付けの提案を受けた後、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けについて慎重に協議、検討を行ったとのことです。その結果、対象者としましては、対象者が当社の完全子会社又は子会社となることにより、①塗料事業においては、原材料購入面でのメリット、当社グループでの販売拡大等の実現のほか、対象者及び当社が、それぞれ長年培ってきた技術、特に樹脂関係の技術を融合させることにより、塗料に関わる独自の樹脂の開発が可能となることから、新たな分野への展開が期待されること、②化成品事業においては、当社のエラストマー素材事業と同一製品の製造販売を対象者が行っていることから、両社の経営資源の有効活用や特徴ある製品を効率的に供給することで、今後旺盛なアクリルゴムの需要に応えることができるものと期待されることを踏まえ、当社による対象者の完全子会社化又は子会社化は、対象者の中長期的な企業価値向上に資するものと判断するに至ったとのことです。また、対象者は、野村證券より取得した株式価値算定書、大江橋法律事務所から得た法的助言、新川大祐氏及び高橋明人氏による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに係る諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年2月6日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役(取締役8名中、出席取締役6名)全員の一致で決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、取締役南平忠敏氏は、対象者の支配株主であり当社との間で本応募契約を締結した古河機械金属の顧問を兼務しており、また、取締役森下邦彦氏は、古河機械金属の従業員(非常勤)を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

また、本公開買付けに係る議案の審議及び決議がなされた上記の対象者の取締役会においては、監査役加藤直樹氏を除く監査役の全員一致で、対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見が述べられているとのことです。加藤直樹氏は、古河機械金属の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の対象者の取締役会に出席していないとのことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、東京証券取引所及び大阪証券取引所において、平成25年2月6日に「平成25年3月期第3四半期決算短信」を公表しております。当該発表に基づく対象者の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

平成25年3月期第3四半期決算短信の概要（平成25年2月6日公表）

①損益の状況（連結）

会計期間	平成25年3月期 (第3四半期連結累計期間)
売上高	11,385,006千円
売上原価	9,184,022千円
販売費及び一般管理費	2,026,031千円
営業外収益	52,042千円
営業外費用	118,698千円
四半期純利益	34,332千円

②1株当たりの状況（連結）

会計期間	平成25年3月期 (第3四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	1.11円
1株当たり配当額	—円
1株当たり純資産額	30.07円

以 上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から12時間を経過するまでは、株式会社トウペ株式の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、公開買付者は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。